

岩手県流域下水道設備点検整備業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県が発注する流域下水道の処理場、汚水中継ポンプ場及び管路マンホールに設置する設備の点検整備業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の公募手続の事務は、別添1の例により進めるものとする。

(対象業務)

第2 この要領の対象とする業務は、岩手県北上川上流流域下水道事務所が発注する機械設備及び電気設備の点検整備業務とする。

(参加意思確認書の提出)

第3 岩手県北上川上流流域下水道事務所長（以下「所長」という。）は、第2に規定する業務のうち公募が必要であると認められる業務（以下「公募対象業務」という。）の参加者（以下「応募者」という。）の有無を確認するため、公募対象業務への参加意思及び公募対象業務の受注に必要な要件を満足することを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を求める公募を行うものとする。

2 前項の規定による公募への応募は、共同企業体（2以上の者が当該公募対象業務を共同連帯して受注する場合における各者の総称をいう。以下同じ。）もできるものとする。この場合において、応募する共同企業体は、参加意思確認書の提出と合わせて共同企業体協定書の写しを提出するものとする。

3 参加意思確認書の提出期限は、原則として、説明書の交付開始日の翌日から起算して10日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）とするものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日に短縮することができる。

(応募要件)

第4 所長は、公募対象業務の応募に必要な要件として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 基本的要件

次の①から⑩までのいずれも満たす者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。

② 公示時において、岩手県が定める次のいずれかの規定による指名停止、入札参加制限又は書面による警告に伴う非指名の措置（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。

ア 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日制定）

イ 庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止措置の取扱い方針について（平成7年4月27日制定）

ウ 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）

エ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）

オ 物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）

③ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑤ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- ⑥ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑦ 経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 安全管理の状況が公募対象業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適當でないこと。
- ⑨ 労働福祉の状況が、受注者として不適當でないこと。
- ⑩ その他不公正又は不誠実と認められる事由等がなく、受注者として不適當でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

過去10年以内に、元請として、次のいずれかの受注実績を有する者であること。

- ア 当該公募対象業務の点検整備対象設備（以下「公募対象設備」という。）の区分（別表のとおり。なお、公募対象設備の区分が複数の場合は、公募対象業務における主たる点検整備対象設備の区分とする。以下同じ。）と同じ区分の設備（業務実績に係る対象設備の区分が複数の場合は、当該業務実績における主たる対象設備の区分が、本業務の点検整備対象設備の区分と合致する場合を含む。以下同じ。）であって、かつ、公募対象設備及び公募対象業務と規模、仕様、当該設備設置施設の処理能力、当該設備の性能等（以下「規模等」という。）が同等以上であると認められる点検整備又は修繕（別表の実績要件を満たすものに限る。）
- イ 公募対象設備の区分と同じ区分の設備であって、かつ、公募対象設備と規模等が同等以上であると認められる設備の建設、増築又は改築（別表の実績要件を満たすものに限る。）

別表

大区分	小 区 分	実績要件
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理設備 ・ 沈砂池設備 ・ 主ポンプ（汚水ポンプ）設備 ・ 送風機設備 ・ 塩素混和設備 ・ 用水設備 ・ 重力濃縮設備 ・ 機械濃縮設備 ・ 消化設備 ・ ガスタンク設備 ・ 脱水設備 ・ 焼却設備 ・ 熱利用設備 ・ トラックスケール設備 ・ マンホールポンプ設備 ・ その他の機械設備 	上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備であること。
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視制御設備 ・ 特高受変電設備 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 制御電源及び計装用電源設備 ・ 負荷設備 ・ 計測設備（運転制御に必要な機器） ・ 監視制御設備（中央監視制御設備を除く） ・ その他の電気設備 	上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備であること。

(3) その他所長が必要と認める要件

- 2 応募者が共同企業体である場合にあっては、所長は、公募対象業務の応募に必要な要件として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 共同企業体を構成する全ての構成員が、前項第1号の要件を満たすこと。
- (2) 共同企業体として、又は共同企業体を構成するいずれかの構成員が、前項第2号の要件を満たすこと。
- (3) 共同企業体として、前項第3号の要件を満たすこと。

(公示)

第5 所長は、参加意思確認書の提出を求める場合には、原則として次に掲げる事項を公示するものとする。ただし、必要に応じ、公示において掲げる事項又はその内容を変更することができる。

- (1) 公募対象業務名、業務概要及び履行期間
- (2) 公募対象業務により達成しようとする業務目的
- (3) 公募対象業務の実施に当たり必要とする技術、設備等の応募要件（同等以上であると認められる規模等の内容を含む。）
- (4) 参加者の有無を確認するために公募を行う旨
- (5) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- (6) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) 応募者がいない場合又は第3号の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあつては、随意契約手続に移行する旨
- (8) 応募要件満足者が2者以上いる場合にあつては、当該応募要件満足者を指名して競争入札を行う予定である旨
- (9) 応募要件満足者が1者の場合にあつては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する旨
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) その他所長が必要と認める事項

2 前項の公示は、別添2の例によるものとする。

3 第1項の公示は、岩手県のホームページへの掲載により行うものとする。

(説明書の交付)

第6 第5第1項の公示後速やかに、岩手県のホームページにおいて説明書の交付を開始するものとし、参加意思確認書の提出期限の日まで交付するものとする。

2 前項の説明書は、別添3の例による。

3 説明書には、原則として第5第1項第3号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、必要に応じて変更することができる。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法
- (3) 参加意思確認書の作成様式、添付書類及び記載上の留意事項
- (4) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする旨
- (5) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする旨
- (6) 提出された参加意思確認書は、返却しない旨
- (7) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に応募者に無断で使用しない旨
- (8) 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われる場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない旨
- (9) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがある旨
- (10) その他所長が必要と認める事項

- 4 説明書には、原則として特記仕様書を含めるものとする。
- 5 説明書に対する質問及び当該質問に対する回答は書面によるものとし、当該回答は質問した者以外の応募者に対しても周知するものとする。
- 6 質問書の受付期間は、説明書の交付開始日の翌日から5日間（休日を除く。）とする。

（参加意思確認書の審査）

第7 参加意思確認書が提出された場合、原則として別に定める岩手県流域下水道設備点検整備業務委託応募者審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、審査結果通知書を送付するものとする。

2 前項の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、審査結果通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応募要件を満たさないとされた理由（第4に掲げる応募要件のいずれを欠くとされたのかを含む。）
- (2) 第8第1項に掲げる事項

3 第1項の審査の結果、応募要件満足者が2者以上の場合、当該応募要件満足者に対しては、審査結果通知書に、別途指名のうえ競争入札を実施する旨を記載するものとする。

4 第1項の審査の結果、応募要件満足者が1者の場合、当該応募要件満足者に対しては、審査結果通知書に、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する旨を記載するものとする。

（応募要件を満たさないとされた理由の説明）

第8 第7第2項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。

2 所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

3 所長は、原則として前項の回答内容を委員会に報告するものとする。

（応募要件満足者がいる場合の取扱い）

第9 応募要件満足者が2者以上いる場合には、当該応募要件満足者を指名したうえで競争入札を実施することとする。

2 前項の指名競争入札手続は、この要領及び別に定める岩手県流域下水道設備点検整備業務委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準（以下「指名基準」という。）の規定によるもののほか、建設関連業務の指名競争入札手続に準ずるものとする。

この場合において、所長は、必要に応じて指名基準の適合状況を確認するための書面を徴することとする。

3 応募要件満足者が1者の場合は、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行することとする。

（応募者がいない場合又は応募要件満足者がいない場合の取扱い）

第10 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14の規定に基づき、所長が別途選定する者との随意契約手続に移行するものとする。

- (1) 参加意思確認書の提出者がいない場合
- (2) 提出された参加意思確認書を審査した結果、応募要件満足者がいない場合
- (3) 応募要件満足者が入札参加等を辞退した場合
- (4) 応募要件満足者が契約を締結するまでの間に契約成立要件を満たさなくなった場合

この要領による手続は、令和3年12月28日以降に公募手続に基づく参加意思確認書の提出を求める公示を行う業務から適用するものとする。

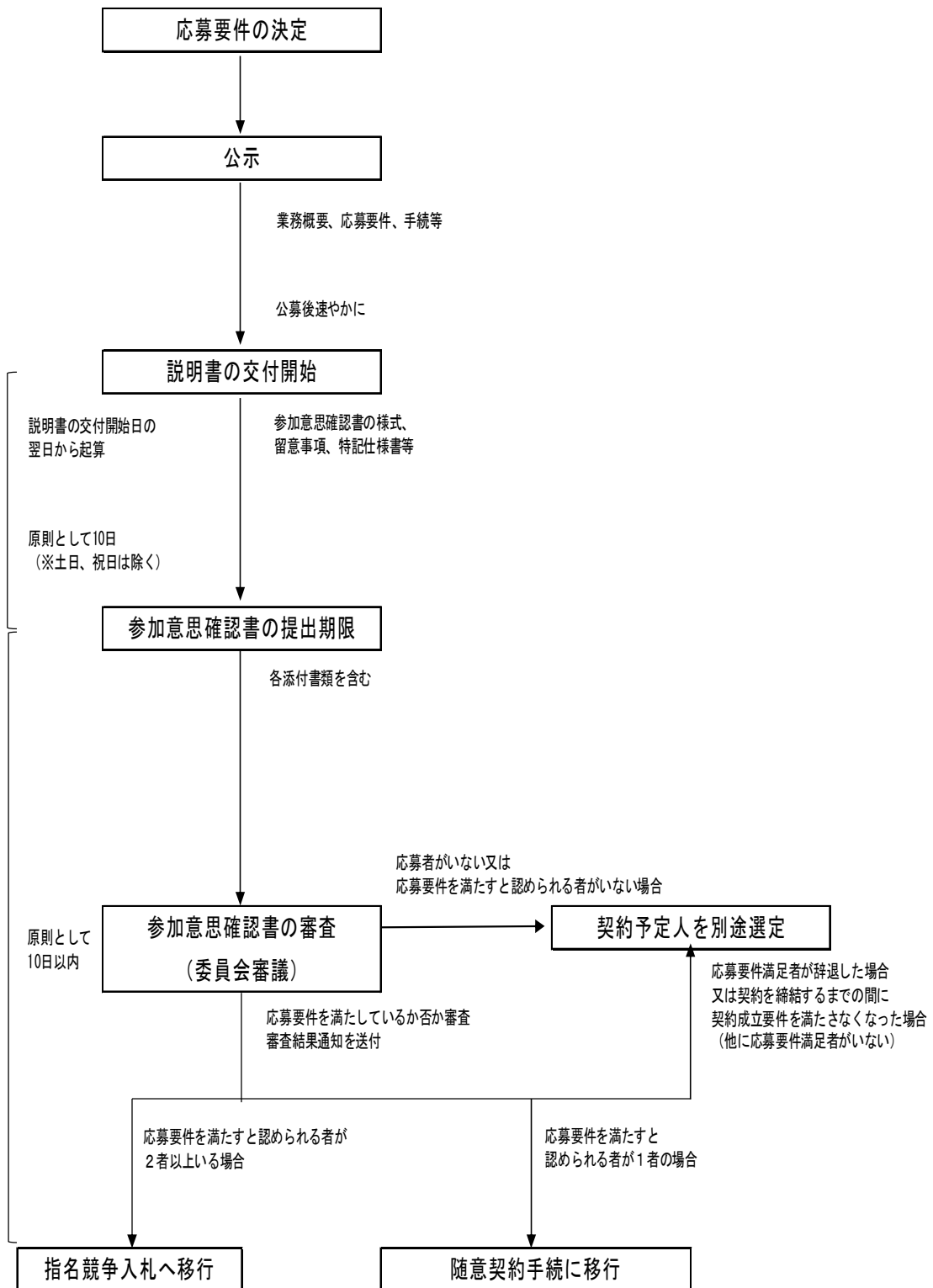
附 則（令和4年2月4日北流第343号）

この要領による手続は、令和4年2月4日以降に公募手続に基づく参加意思確認書の提出を求める公示を行う業務から適用するものとする。

附 則（令和4年3月23日北流第402号）

この要領による手続は、令和4年3月23日以降に公募手続に基づく参加意思確認書の提出を求める公示を行う業務から適用するものとする。

参加者の有無を確認する公募手続の実施フロー



別添 2

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示（例）

このことについて、次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和〇年〇月〇日

岩手県北上川上流流域下水道事務所長 ○○ ○○

1 趣旨

2で示す業務（以下「本業務」という。）について、岩手県が管理する流域下水道に設置する設備の確実かつ安定した稼働の確保及び機能維持を図る必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

応募に当たっては、岩手県流域下水道設備点検整備業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続試行要領、この公示及び説明書を遵守するものとする。

公募の結果、応募者がいない場合又は4の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあつては、岩手県北上川上流流域下水道事務所長が別途選定する者との随意契約手続に移行する。

応募要件満足者が2者以上いる場合にあつては、当該応募要件満足者を指名のうえ競争入札に移行する。

応募要件満足者が1者の場合にあつては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する。

2 業務名、業務概要等

- (1) 業務名 例：○○浄化センター（○○設備）○○設備ほか点検整備業務委託
- (2) 業務内容 例：○○機分解点検整備 1式
- (3) 履行期間 例：令和〇年〇月〇旬から令和〇年〇月〇旬まで
(令和〇年〇月〇日まで)
(〇日間)

3 業務目的

本業務は、岩手県が管理する流域下水道に設置する設備の確実かつ安定した稼働の確保及び機能維持を図ることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

説明書3-1(1)による。

(2) 業務実績に関する要件

過去10年以内に、元請として、本業務の点検整備対象設備の区分（全体の設備区分は説明書3-1別表を参照のこと。なお、本業務の点検整備対象設備の区分が複数の場合は、本業務における主たる点検整備対象設備の区分を示すものとする。以下同じ。）と同じ区分の設備（業務実績に係る対象設備

の区分が複数の場合は、当該業務実績における主たる対象設備の区分が本業務の点検整備対象設備の区分と合致する場合を含む。以下同じ。）であって、かつ、本業務の点検整備対象設備又は本業務と規模、仕様、当該設備設置施設の処理能力、当該設備の性能等（以下「規模等」という。）が同等以上であると認められる点検整備又は修繕であること。

又は、本業務の点検整備対象設備の区分と同じ区分の設備であって、かつ、本業務の点検対象設備と規模等が同等以上であると認められる設備の建設、増築又は改築であること。

なお、具体的には、次表の要件に合致する受注実績を有するものであること。

例1：水処理設備

項 目	業務実績に係る要件
1 設備区分	機械設備－水処理設備
2 業務実績（次のいずれかに該当するものであること）	
(1) 点検整備又は修繕	本業務の点検整備対象設備と同等以上の設備であって、かつ、同等以上の業務であるものに限る。
(2) 建設、増築又は改築	同等以上の設備であるものに限る。
3 実績要件	上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備の受注実績に限る。
4 その他の要件等	水処理能力〇m ³ /日（日最大処理能力）以上の水処理施設に設置する水処理設備の受注実績であり、かつ、当該受注実績が点検整備又は修繕である場合は〇〇設備の部品交換を伴う分解点検を実施しているもの（その仕様が公募対象業務と大幅に相違しているものを除く。）であること。

例2：中央監視制御設備

項 目	業務実績に係る要件
1 設備区分	電気設備－中央監視制御設備
2 業務実績（次のいずれかに該当するものであること）	
(1) 点検整備又は修繕	本業務の点検整備対象設備と同等以上の設備であって、かつ、同等以上の業務であるものに限る。
(2) 建設、増築又は改築	同等以上の設備であるものに限る。
3 実績要件	上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備の受注実績に限る。
4 その他の要件等	当該受注実績が点検整備又は修繕である場合は〇〇設備の部品交換を伴う分解点検を実施しているもの（その仕様が公募対象業務と大幅に相違しているものを除く。）であること。

例3：その他の電気設備（特高受変電設備）

項 目	業務実績に係る要件
1 設備区分	電気設備－特高受変電設備
2 業務実績（次のいずれかに該当するものであること）	
(1) 点検整備又は修繕	本業務の点検整備対象設備と同等以上の設備であって、かつ、

	同等以上の業務であるものに限る。
(2) 建設、増築又は改築	同等以上の設備であるものに限る。
3 実績要件	上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備の受注実績に限る。
4 その他の要件等	○k v以上の高圧受変電設備の受注実績であり、かつ、当該受注実績が点検整備又は修繕である場合は○○設備の部品交換を伴う分解点検を実施しているもの（その仕様が公募対象業務と大幅に相違しているものを除く。）であること。

例4：その他の機械設備（マンホールポンプ設備）

項 目	業務実績に係る要件
1 設備区分	機械設備－マンホールポンプ設備
2 業務実績（次のいずれかに該当するものであること）	
(1) 点検整備又は修繕	本業務の点検整備対象設備と同等以上の設備であって、かつ、同等以上の業務であるものに限る。
(2) 建設、増築又は改築	同等以上の設備であるものに限る。
3 実績要件	上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備の受注実績に限る。
4 その他の要件等	主ポンプ（汚水ポンプ）設備の受注実績を含むものであり、かつ、当該受注実績が点検整備又は修繕である場合は○○設備の部品交換を伴う分解点検を実施しているもの（その仕様が公募対象業務と大幅に相違しているものを除く。）であること。

例5：その他の機械設備（焼却設備）

項 目	業務実績に係る要件
1 設備区分	機械設備－焼却設備
2 業務実績（次のいずれかに該当するものであること）	
(1) 点検整備又は修繕	本業務の点検整備対象設備と同等以上の設備であって、かつ、同等以上の業務であるものに限る。
(2) 建設、増築又は改築	同等以上の設備であるものに限る。
3 実績要件	上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備の受注実績に限る。
4 その他の要件等	焼却能力○ t / 日以上流動焼却炉に設置する焼却設備の受注実績であり、かつ、当該受注実績が点検整備又は修繕である場合は○○設備の部品交換を伴う分解点検を実施しているもの（その仕様が公募対象業務と大幅に相違しているものを除く。）であること。

(3) 共同企業体として応募する場合は、次の要件を満たすものであること。

- ① 共同企業体を構成する全ての構成員が、(1)の要件を満たすこと。
- ② 共同企業体として、又は共同企業体を構成するいずれかの構成員が、(2)の要件を満たすこと。

5 手続等

(1) 担当

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所 経営総務課 総務グループ

電 話 019-638-2621

F A X 019-638-2622

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和○年○月○日 (○) ○時○分から令和○年○月○日 (○) ○時○分まで

岩手県のホームページから説明書の電子データをダウンロードすること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和○年○月○日 (○) ○時○分

② 提出場所 (1) に同じ。

③ 提出方法 持参(岩手県外の事業所に勤務若しくは住居に居住する者が持参する場合を除く。)、
郵送、電子メール又はファクスにより提出すること。

6 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

① 公募手続に関すること

5 (1) に同じ。

② 技術的事項に関すること

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所 設備課 設備グループ

電 話 019-638-〇〇〇〇

F A X 019-638-2622

(2) 詳細は説明書による。

説明書

1 趣旨

本業務は、岩手県が管理する流域下水道に設置する設備の確実かつ安定した稼働の確保及び機能維持を図る必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

公募の結果、応募者がいない場合又は3の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあつては、岩手県北上川上流流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が別途選定する者との随意契約手続に移行する。

応募要件満足者が2者以上いる場合にあつては、当該応募要件満足者を指名のうえ競争入札に移行する。

応募要件満足者が1者の場合にあつては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する。

2 業務の詳細な説明

別添特記仕様書（案）のとおり。

3 応募要件

3-1 単独業者の場合

次の(1)～(3)のいずれも満たす者であること。

(1) 基本的要件

次の①～⑩のいずれも満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- ② 公示時において、岩手県が定める次のいずれかの規定による指名停止、入札参加制限又は書面による警告に伴う非指名の措置（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。
 - ア 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日制定）
 - イ 庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止措置の取扱方針について（平成7年4月27日制定）
 - ウ 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）
 - エ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）
 - オ 物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）
- ③ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ⑥ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑦ 経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 安全管理の状況が公募対象業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適当でないこと。

- ⑨ 労働福祉の状況が、受注者として不相当でないこと。
- ⑩ その他不公正又は不誠実と認められる事由等がなく、受注者として不相当でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

過去10年以内に、元請として、次のいずれかの受注実績を有する者であること。

- ① 本業務の点検対象設備の区分（別表のとおり。なお、本業務の点検整備対象設備の区分が複数の場合は、本業務における主たる点検整備対象設備の区分とする。以下同じ。）と同じ区分の設備（業務実績に係る対象設備の区分が複数の場合は、当該業務実績における主たる対象設備の区分が、本業務の点検整備対象設備の区分と合致する場合を含む。以下同じ。）であって、かつ、本業務の点検対象設備及び本業務と規模、仕様、当該設備設置施設の処理能力、当該設備の性能等（以下「規模等」という。）が同等以上であると認められる点検整備又は修繕（別表の実績要件を満たすものに限る。）
- ② 本業務の点検対象設備の区分と同じ区分の設備であって、かつ、本業務の点検対象設備と規模等が同等以上であると認められる設備の建設、増築又は改築（別表の実績要件を満たすものに限る。）

別表

大区分	小 区 分	実績要件
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理設備 ・ 沈砂池設備 ・ 主ポンプ（汚水ポンプ）設備 ・ 送風機設備 ・ 塩素混和設備 ・ 用水設備 ・ 重力濃縮設備 ・ 機械濃縮設備 ・ 消化設備 ・ ガスタンク設備 ・ 脱水設備 ・ 焼却設備 ・ 熱利用設備 ・ トラックスケール設備 ・ マンホールポンプ設備 ・ その他の機械設備 	上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備であること。
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視制御設備 ・ 特高受変電設備 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 制御電源及び計装用電源設備 ・ 負荷設備 ・ 計測設備（運転制御に必要な機器） ・ 監視制御設備（中央監視制御設備を除く） ・ その他の電気設備 	上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備であること。

- (3) その他所長が必要と認める要件

3-2 共同企業体の場合

- (1) 共同企業体を構成する全ての構成員が、3-1(1)の要件を満たすこと。
- (2) 共同企業体として、又は共同企業体を構成するいずれかの構成員が、3-1(2)の要件を満たすこと。
- (3) 共同企業体として、3-1(3)の要件を満たすこと。

4 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法

(1) 説明書に対する質問受付期間

説明書の交付を開始した日の翌日から起算して5日後（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時まで

(2) 質問受付担当

7(1)に同じ

(3) 質問方法

書面にて7(1)あてに提出

(4) 回答方法

書面による回答をホームページに掲載

5 参加意思確認書について

(1) 作成様式及び提出書類

別添の様式1、別紙1及び必要な添付書類とする。

なお、岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（応募時において有効なものに限る。）に登載していない者にあつては、合わせて別紙2及び参加意思確認書2(2)に定める書類を提出するものとする。ただし、本公示の日から1年前までに当該書類を提出している場合は、提出を省略することができる。

(2) 記載上の留意事項

別添の様式1及び別紙1から3までの注意書きを参照すること。

(3) 留意事項

- ① 参加意思確認書が提出期限を経過して到達した場合は、当該参加意思確認書を無効とすること。
- ② 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担となること。
- ③ 提出された参加意思確認書及びその添付書類は返却しないこと。
- ④ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に応募者に無断で使用しないこと。
- ⑤ 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われた場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。
- ⑥ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあること。
- ⑦ 応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができること。
- ⑧ 所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものであること。

6 契約成立要件

契約が確定するまでの間において、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 岩手県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 公示に定める要件を充足する実績を有すること。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員の一部について、上に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においても、同じ取扱いとするものであること。

7 手続等

(1) 担当

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所 経営総務課 総務グループ

電 話 019-638-2621

F A X 019-638-2622

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和〇年〇月〇日00時00分 (1)に同じ。持参（岩手県外の事業所に勤務若しくは住居に居住する者が持参する場合を除く。）、郵送、電子メール又はファクスにより提出すること。

8 その他

関連情報を入手するための照会窓口

(1) 公募手続に関すること

7 (1)に同じ。

(2) 技術的事項に関すること

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所 設備課 設備グループ

電 話 019-638-〇〇〇〇

F A X 019-638-2622

岩手県北上川上流流域下水道事務所長 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

※共同企業体の場合は、代表者を筆頭（「代表者」と表示）に、全ての構成員が記名すること。

参加意思確認書

下記業務への参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、当該業務に係る「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示」（以下「公示」という。）4(1)及び(2)（共同企業体にあつては4(3)）の応募要件に該当する者であること並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 応募する業務 例：〇〇浄化センター（〇〇設備）〇〇設備ほか点検整備業務委託
- 岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（応募時において有効なものに限る。）への登録の有無（いずれかに〇を付すこと）※共同企業体の場合は、全ての構成員の状況が確認できるよう、様式を修正して記載すること。
 - 有（いずれかに〇を付し、登録番号を記載すること）
 - 庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿（登録番号： ）
 - 建設関連業務競争入札参加資格者名簿（登録番号： ）
 - 県営建設工事競争入札参加資格者名簿（登録番号： ）
 - 物品購入等競争入札参加資格者名簿（登録番号： ）
 - 無
別添の書類を提出すること（本業務の公示の日から1年前までに当該書類を提出済の者を除く。）
- 宣誓事項
私（共同企業体の場合は、全ての構成員）は、次の事項に相違ないことを宣誓します。
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しません。（又は、被補助人、被保佐人若しくは未成年者だが契約締結のために必要な同意を得ています。）
 - 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てはなされていません。
 - 手形交換所による取引停止処分、主要取引銀行からの取引停止等の事実はなく、経営状態が著しく不健全ではありません。
 - 安全管理の改善に関し、労働基準局等から指導を受けておりません。（又は、労働基準局等から指導を受けましたが改善済みです。）
 - 労働者への賃金の不払いはありません。
 - その他の不正、不公正又は不誠実な行為はありません。
- 受注実績について
別紙1「受注実績調書」のとおり。
- 本件責任・担当者職氏名・連絡先 ※共同企業体の場合は、その代表者に係る情報を記載すること。

本件責任者職名・氏名	
担当者職名・氏名	
電話番号	
ファクス	
電子メールアドレス	

注 電話等により責任者等の在籍を確認する場合があること。

※受任者（代理人）が提出する場合は、委任状を（押印省略不可）を参加意思確認書の提出期限までに持参（岩手県外の事業所に勤務若しくは住居に居住する者が持参する場合を除く。）又は郵送により提出すること（過去に有効な委任状を提出している場合を除く。以下同じ。）。

なお、共同企業体の場合であって、受任者（代理人）が記名する構成員があるときは、該当する構成員に係る委任状を全て添付すること。

※共同企業体が提出する場合は、共同企業体協定書（写し）を添付すること。

※2(1)の「岩手県が定める競争入札参加資格者名簿の登録番号」の記載方法は、次のとおりとすること。

・庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿

岩手県公式ホームページの「庁舎等管理業務競争入札参加者名簿」（入札書の提出の日において有効なものに限る。）において公表している名簿の「受付地区-受付No.-本支店地区」を参照し、「〇-〇〇〇〇-〇」と記載すること。

・建設関連業務競争入札参加資格者名簿

岩手県公式ホームページの「(建設関連業務)競争入札参加者名簿」（入札書の提出の日において有効なものに限る。）において公表している名簿の「資格者名簿番号」を参照し、「〇〇-〇〇〇〇」と記載すること。

・県営建設工事競争入札参加資格者名簿

岩手県公式ホームページの「県営建設工事競争入札参加者について」（入札書の提出の日において有効なものに限る。）において公表している名簿のうち、「業者番号（PDFファイルの場合は、企業名の上にある番号）」を参照し、「〇〇-〇〇〇〇〇〇」と記載すること。

・物品購入等競争入札参加資格者名簿

岩手県から送付された「物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書」（入札書の提出の日において有効なものに限る。）の右下にある「受付番号」を参照し、「〇〇-〇〇〇〇-〇〇」と記載すること。

別 添

岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（応募時において有効なものに限る。）
に登載していない者の提出書類について

- 1 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（別紙2）
- 2 参加意思確認書を提出する日の属する年の前年に決算日の到来する営業年度の財務諸表
 - (1) 法人の場合（次の全ての書類を提出すること。）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - (2) 個人の場合
 - ① 確定申告書等で売上高及び自己資本額が確認できる書類
- 3 納税証明書
 - (1) 全ての者
消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書（課税対象者に限る。）
 - (2) 岩手県内に本店又は営業所を有する者
岩手県における県税の未納がないことの証明書
 - (3) (2)以外の者
 - ① 法人の場合
法人税の未納がないことの証明書
 - ② 個人の場合
所得税の未納がないことの証明書
- 4 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類
 - (1) 雇用保険
 - ① 加入義務がある場合
 - ・労働（雇用）保険の保険料申告書（写し）
 - ・直近1回（期）分の領収書等、払込状況を確認できるもの（写し）
※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、次の書類を提出するものとする。
 - ・事務組合発行の保険料納入通知書（写し）
 - ・直近1回分の領収書等、払込状況を確認できるもの（写し）
 - ② 加入義務がない場合
 - ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（別紙3）
 - (2) 健康保険及び厚生年金保険
 - ① 加入義務がある場合
 - ・日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書等、払込状況を確認できるもの（写し）
※健康保険組合に加入している場合は、次の書類を提出するものとする。
 - ・健康保険組合の保険料の直近1回分の領収書等、払込状況を確認できるもの（写し）
 - ・厚生年金保険の保険料の直近1回分の領収書等、払込状況を確認できるもの（写し）
 - ※日本年金機構の年金事務所から適用除外の承認を受け、組回国保（中健国保等）に加入している場合は、次の書類を提出するものとする。
 - ・直近1回分の納入済額通知書（写し）（1人分以上）
 - ・厚生年金保険の保険料の直近1回分の領収書等、払込状況を確認できるもの（写し）
 - ② 加入義務がない場合
 - ・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（別紙3）

受 注 実 績 調 書

契約の名称 (契約書と合致すること)	〇〇終末処理場〇〇設備点検整備業務委託					
実施又は施行場所 の住所	例：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地内					
対象設備設置 施設の名称	例：〇〇終末処理場					
施設の区分 (○を付すこと)	上水処理施設		下水処理施設		工業用水処理施設	
			○			
受注実績の内容 (○を付すこと)	点検整備	修繕	建設	増築	改築	その他
	○					
最終契約額	円					
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで					
発注者 (契約の相手方) (担当部署・連絡先)	例：〇〇県(〇〇市、〇〇町、〇〇村、〇〇広域連合、〇〇一部事務組合、〇〇企業団) 部(所) 課 係(電話 - -)					
受注者 (応募者名)	例：〇〇株式会社					
対象設備の区分 及び名称等 ※設備区分が複数の場合は、当該業務における主たる対象設備の区分に係る設備について記載すること。 ※同一設備区分内に設備が複数ある場合は、規模等が最も大きい設備について記載すること。	設備区分	大区分	機械設備 ・ 電気設備			
		小区分	マンホールポンプ設備			
	設備の名称					
	設備の型番					
	設備のメーカー					
受注した内容 ※規模等が同等以上であるとした理由を確認できるよう、具体的に記載すること。						

※契約書、特記仕様書、金抜設計書及び図面の写しを添付すること。ただし、岩手県北上川上流流域下水道事務所からの受注実績にあつては、添付を省略できるものであること。

※必要に応じて関係書類の追加提出を求める場合があること。

岩手県北上川上流流域下水道事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

※共同企業体の場合は、構成員ごとに提出すること。

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、岩手県が岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）に基づき、岩手県流域下水道設備点検整備業務委託の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、下記参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 本誓約書 1 の該当の有無を確認する場合、本誓約書、参加意思確認書その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 3 岩手県警察本部からの通知又は岩手県からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、岩手県流域下水道設備点検整備業務委託の公募への応募資格の不認定その他の排除措置に従います。
- 4 岩手県流域下水道設備点検整備業務委託の公募への応募資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、岩手県が住所所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を岩手県公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に下請等（再委託を含む。）をさせる者

※岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(6) [略]

（県の事務における措置）

第 6 条 県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 ～ 5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7 及び 8 [略]

年 月 日

岩手県北上川上流流域下水道事務所長 様

(業者名)

氏名

※共同企業体の場合は、構成員ごとに提出すること。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書

下記記載の内容に相違ないことを誓約します。

記

- 雇用保険について、労働者を雇用していないので、加入義務がありません。
- 健康保険及び厚生年金保険について、適用事業所となっていないので、加入義務がありません。

※該当する項目に☑を付すこと。

様式2

北 流 第〇〇号

令和〇年〇月〇日

(業者名)

様

岩手県北上川上流流域下水道事務所長

審査結果通知書

参加意思確認書を提出していただいた下記の業務について、参加意思確認書を審査した結果、貴社は応募要件を満たしていたので通知します。

おって、競争入札を実施するための指名通知を行います。

(なお、貴社との随意契約手続に移行するので、おって、見積合せを行うための通知を行います。)

記

業務名 例：〇〇浄化センター（〇〇設備）〇〇設備ほか点検整備業務委託

※ （ ）内は応募要件満足者が1者の場合

(業者名)

様

岩手県北上川上流流域下水道事務所長

審査結果通知書

参加意思確認書を提出していただいた下記の業務について、参加意思確認書を審査した結果、貴社は応募要件を満たしていなかったため通知します。

なお、この通知日の翌日から起算して7日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。

記

- 1 業務名 例：〇〇浄化センター（〇〇設備）〇〇設備ほか点検整備業務委託
- 2 応募要件を満たさないとした理由